

## 我國公娼制度の沿革とその問題

木下廣居

### 第一章 封建的變態社會と公娼

#### はしがき

公娼廢止問題は最近の長崎丸山遊廓の廢棄を始め、既に十數府縣に於て實施されんとしてあり、最も問題になる東京府下の貴應堂、築橋者も、潮く奢華の氣氛を見せてゐるので、内務省の警保局では此の傾向を促進することを考へてゐる、と共に、公娼廢止後の私娼跋扈其の他の風紀衛生取締の實際に就いて調査研究を進めてゐると云ふ。警保局では、昭和九年五月十六日内務省に開かれた全國警察部長會議の席上、數藤福岡縣警察部長の質問に對し、宮野警務課長から『當局は公娼廢止の方針を以て廢止後風紀取締上の諸般の問題につき調査を進め、既に大體の観察を得てゐるが、未だ正式に局議を決定するには至つてない』と答へ、内務省として近き將來に於て公娼廢止を施行すべき根本方針を明かにしたのであつた。

公娼廢止の可否については明治初年以來幾多の論議が重ねられたのである。今日此の廢止を決定したことによつて問題はその段落に到達したと見ていゝであらう。此時に當つて、我國に於ける公娼制度の出來及それに關聯して起つた問題を顧み、尙廢止後の諸問題

題に觸れることは決して無意義なことではあるまい。健全な社會に賣淫といふものは考へられない。殊に我國で從來行はれて來たやうな集娼制度は、遊廓から云へば花柳の里であらうが、娼婦はこれを「苦界」と呼ぶのである。此の公娼制度の歴史を説くに當つて、今の所、徳川時代以前に遡る必要はない。

一體徳川時代三百年前は、人爲的に強制された不自然な社會であつた。民衆は封建制度の下に窒息しかけてゐた。凡ては變態で病的であつて健康を失つてゐた、と云つて過言ではあるまい。それは「古事記」の世界とは遠くかけ離れた世界である。これは農村に残つてゐる民謡如郷土舞踊と吉原、歌舞伎、三昧懸の情緒と比較して見るがいゝ。明るい晴天の笛と太鼓は室内的三味線と全く別なものである。徳川時代に於て、雄大、素朴、單純、明快なる日本は殆んど遠れてしまつて、失はれてしまつたかの如くであった。

此の病的、變態的封建制度に支配された社會生活から發生した生活感情や、囚徒や風俗習慣が、如何に昭和の今日まで影響を及ぼしてゐるかを見る時、我々は一度徳川時代の領國的封建制度の一面を顧みる必要に迫られる。

徳川幕府は海外貿易を禁じて、和蘭以外の南蛮船の渡航を許さなかつた。その理由はキリスト教の脅威と、商工階級の經濟的勃興によつて武士階級の支配権を脅かされると思つたからである。武士階級の中でも、既に西南部の大藩は、自らで海外貿易に關係し、直接、間接の利益を收めてゐた。幕府はこれらを恐れた爲、農村を

罰款請求して取り立てる利稅以外に特別の財源を持つてゐたい貧乏な小藩の武士階級を絶対の味方と頼んで、封建社會を支持しようとした。封建社會の支配關係は、主として政治的強制機關と徹底的軍國主義による外はない。斯くて徳川幕府は、鎌倉時代から足利時代以來の自由貿易と、新鮮淫靡たる文運を阻止してしまつたのである。徳川の政策は保守退歩主義であり、その政治は権威と説教と秘密警察に外ならなかつた。足利実期と戦國時代を通じて日本社會が近代的社會たるべき萌芽が現はれてゐたのであつたが、徳川三百年はこれを禁らにしてしまつた。家庭は中央集權を確立する一手段として、江戸市中に散在してゐる遊女を保護した。それで、遊女が江戸市中にあるては風教上面白くなからう、との心方に伺ひを立てた時に、「日本國中、諸武士の末々のものに至るまで、江戸に來て諸國になく樂しみを致さんと存じ、勇み出ることよけれ。苦しからず候間、その儘にさし置き候へ」と云つてゐる。(1)

初め、江戸の遊女は散財であつて、みな自由行動をとつてゐたが、慶長十七年に、庄司若右衛門なる者が、公認遊女を設けることを町奉行に請願した。そして元和三年三月にはこの建議が幕府に採用された事になつた。これで日本橋茅場町の舊吉井が初つたのである。これが採用されるについては仲々いきさつがある。京阪地方の遊院業者で岡田九郎右衛門と云ふ男の意見では、「京大阪などの先例のある所は格別だが、御當地などではとへ吾々が何回既に公許を出題しても、決して許可になるべき筈はない。一家業とは云ひながら遊女などといふものは、もともと好色の駄目物であつて、娘家は遊蕩の場所である。若し吾々から御願ひ申上げて、御公儀から許可の御

沙汰が下るやうなことがあれば、その領城町へ行つて遊興しようと教へるやうなことになり、放蕩ものを増やすやうになる。であらうから如何程手を換へ品を替へて出願しても、これは許可となるべき性質のものではない」と主張した。これは彼等として確かに珍しい正論である。彼ばかりは遊廓の公許を必要としたのみならず、麾の公許は官邊で遊客を攻撃するやうなものであると云つたのは一家の識見である。この時の事を洞房語闇に書いてゐる基右衛門の子孫の道忠も、九郎右衛門の態度を詳して「此相談にさのみすゝまぬにくからず」と云つてゐる。(2) 所が基右衛門は仲々づるい策士である。彼の陳情書に斯うある。

### 三ヶ條之覺

一、遊女を買遊ひ候者、遊興好色に耽り身の分限を不辨、家職を忘れ、不斷領城屋へ入込長居候とも、領城屋之儀は其者方より金銀たに申請祭得ば、幾日も留置候事は、領城屋老仕候。然る間づから其の主人親方へ卒公を候。引負候領城屋事は、領城屋ども金銀を限りに幾日も毎日も留置候故と奉存候。一箇所之場所に被成下候者、唯今迄有來輕領城屋其を二ヶ町へ集、吟味仕今より一日一夜の外差留無用致候事。

二、人を勾引候者之儀、前々より皆御禁制被遊候處、今以租有之、當時於御府内も人々勾引候務の不居者とも有之候。其の仔細は手前禁制成者之娘、養子と名付置、成長後娶奉公又は遊女奉公に出し、大分給金を取渡世と仕候、断縁不居者は、人を勾引候も可仕候様在候が、此露合も乍有養子娘折相對に

て、領城奉公に召抱候者も有之候様に及承申候。領城屋二箇所に集候は、勾引の者之儀は不及申、義子娘之筋吟味仕左様成者奉公に出席は、急度御訴訟可申上候事。

一、近事世上御講諭に治り候と乍申、邊御御平均之事も不遠候得共、自然送間を向か趣事相企申諸異人之類も可有之と奉存候。

左様成惡黨之類は人目を忍び住所を不相定、流浪致此所へ參候とも出所致詮儀候者は無御座候間幾日、留置申候。如右該所々方々の遊女屋にかゝり居在候はゞ、御詮議嚴懲とも惊くは御手に入申間敷と奉存候。此度頃之連領城屋二箇所に被仰付被下置候は、此儀は油面入念何者にても不居者領城町徘徊致候はゞ、其の者之出席吟味仕へ若性成者共疎度御訴申上候事。(4)

これによつて不正な手續による娼婦の賣買を尾の公許によつて取締ること、遊廓の犯罪人お尋ね者逮捕に利用せしめんとするのである。幕府も闇ヶ原の後間もなく、不平を持つ浪入者の取締に困つてゐた時で、一も二もなく發成した。これによつて甚右衛門は公設遊廓の町名主となり、遊女業の利益を獨占することになる。何となれば、遊廓の公許といふ事は、既以外に江戸市内には云ふに及ばず、邊鄙の端々の地とも絶対に遊女を揆く事を禁じたからである。そして廓の者はこれに違反したものを、どしどへ出ることゝした。これは何と云つても大した利権であるに違ひない。現今も同様である。

元和三年(西紀一六一七)に幕府は五ヶ條の取締りを定めた。  
一、領城町の外、領城屋留置すべからず。並びに領城圍ひの外、何方より遊び來たり候とも、先口へ領城道はし候事、向後一切停止さるべく候。

一、領城買遊び候者は、一日一夜の外、長留り致す間敷く候事。  
一、領城の衣類、總縫、金銀の招箔等、一切着させ申す間敷く候。何地にても、繪屋渠を用ひ申すべく候。

一、領城屋、家作普請、美麗に致すべからず。町役等は、町々の格式通り、起度相勤め申すべき事。

一、武士町人體の者に限らず、出所吟味致し、不善に相見え候者は、奉行所へ訴へ出づべき事。(5)

江戸に大遊廓が出来てから、京都、大阪、兵庫等とも多くの小謁遊廓が出来た。これによつて私娼は嚴禁されたのである。これを監賣女と云つて、次のやうな刑罰を加へた。

イ、監賣女、三年間新吉の遊女奉公を下す。

ロ、監賣女の抱主及家主、過料に處し、百日間の手鎖。

ハ、監賣女の引き受け人及び親元、家財の三分の一、過料として没収。

尙これに連座するものは

一、置屋の五人組、過料

一、名主、同上

一、地主、地所五箇年間取上げ

最も重いのは、料理茶屋及び抱妓をであつて、客の求めに應じて監賣女を呼び寄せた事が露見すると、所拘ひに處せられることである。所拘ひとは、又追放とも云つて、家屋、財産は凡て官没せられて、唯昔のみ前まゝ追はれるわけである。昨日の富蒙も今日から乞食をしなければならない。(6)

其の後私娼の取締について色々變遷があるが、大體に於て禁止す

る方針に變りはない。萬治年間になると、新吉原の遊院が競つて遊女に貴族的教養を抜けた結果、それから多くの所謂名妓が現はれた。彼等は上流に育つた女性に種性がないどころか、却つてそれ以上の教養と諸藝を通じ、閑雅な舉止の裡にも富貴に嫋び才華秀に届く。吉原氣質が出來た。名聲ある遊女は世間からも尊敬されてゐたから、名門の中には、多くの代價を持つて身柄といふ手續で、花街から家庭へ遊女を納れる者が少くなかつた。新吉原の黄金時代は真享元年（西紀一六八四—一七〇三）時代である。此の頃になると吉原は賣色の世界に止まらず、同時に江戸文化の中心となり凡ての流行やゴシップの源泉となつた。武士も町人も此の世界では平等である。江戸生粹の道とか粹とか、乙とか、いなせとか云ふ氣質がもてはやされ、花柳文學として、人情本、酒落本、賣表歌等の平民文學が流行した。井原西鶴の浮世草紙に現はれたものは、抑鬱された生活的意欲が、性慾と物質的苔澤とに發散された狀態である。近松集林子の心中物も、専ら生命欲が環境にはゞまれて發揮出来ず、死後は理想境に自分の世界を見出さんとする大阪町人の生活氣分の一面を表はしたものである。生欲を伸ばすべき正當な方面を見失つた彼等としては死に至る戀愛も、荒淫色情も、貧乏な趣味、遊蕩も何をやつても一向心の慰さまない倦怠と絶望から來てゐる。（6）江戸の浮世繪の中でも吉原の花魁の風俗を描寫したものが一番人氣があつた。花魁は表向の就業界に出入ることはなかつたが、歸内では女王のやうな権勢と名譽を悉にした。かくて享樂はいよいよ變質となり末梢技巧的な、人工的極樂に在る氣持である。此處に於て民衆は封建的專制政治の束縛から一時的に解放されるので

あつた。許された自由と空想の境地を覗見したのである。江戸の町人の中でも、特に家内工業や手工業に從事してゐる職人階級に「宵ごしの金はもたない」と云ふえがあつたのは、彼等の生活が社會的に保護されてゐて、生活の不安がなかつたからである。彼等が宵ごしの金を残さないでつかひ果す場所は、主として吉原その他の遊里又は闇場所と云はれた私娼窟か歌舞伎芝居であつた。（7）

當時の民衆は政治的権力と全然かけはなれ、たゞ物資生產の手段たる奴隸的生活を強ひられてゐた。いはゆる五人組の制度は民衆全體をスパイ化し、幕府に反抗する者を告發させた。諸侯大名さへも、幕府に對しては何らの自立的権利もなく、一片の命令によつて即日封地を剝奪される許りでなく、生命まで奪はれても異議を仰立てることが出来なかつた。斯うした苟酷な制度の下に、武士も町人も意氣沮喪し、不平があつても訴へる所はなく、退屈的な現状維持の外はなかつた。凡て「相變らず」といふことが目出度い事であつた。（8）

江戸時代に於てはこのやうに、賣色が遊戯化され藝術化、れて社會生活の中心とまでなつた。江戸の町人文化は、吉原と三座の歌舞伎を中心とした觀がある。町人によつて新吉原が人生であり、如何なる趣向をこらして一日ハ遊戯すべきかといふことは、大事な研究問題であつた。それには取巻に有能の者がなくてはならぬ。即ち、醫者、俳人、書家、道化役の俳優、遊樂の師匠、太鼓等々がゐて大盡が補助を交げて遊戯を助けてゐた。娼家や茶屋の主人にも機才に富み文筆の技に長じ、遊戯に巧みであつたから、吉原の四時の行事は普く世人の話題にのぼり、江戸の話となり唯一の名物となつてゐた。遊女も仲々多能な者があつた。例へば鶴川といふ女は、「武

野俗談』の筆者に云はせると、三味程淨羅場、笛鼓、舞踊は云ふまでもなく、茶の湯、作詩、棋、撲、藝能、蹴極にまで達してゐた上に、文徵明画の手跡を悉くし、唐詩をあやつり、歷々たる儒者の門弟にも爪をくはへさせる程であるばかりか、平澤左内に易を學んで常に算术を離さず、といふ風であつたといふ。<sup>(9)</sup>

然し樓主が遊女を大事にし、或はその教養を高め遊藝に熱達せしむるのは、唯遊客を吸收して利益を貪る目的の爲めであるから、特に優遇されたのは少數の花魁、大夫の類であつて、一般の遊女の待遇は甚だ悪く、原則として奴隸的な悲惨に陥入つて、所謂苦界に身を沈めてゐたことになる。弘化二年の八月、鹿内梅本屋佐吉の抱へ

福岡といふ遊女が、樓主があまり殘酷な折檻を加へたので、責め殺されたといふ事件が起つた。その結果、樓中の遊女十六人が梅本屋に火を放ち、その混雜に乘じて一同は自身舟へ馳けこんで、主人佐吉の日頃からの非道と禍端を死に致した罪を訴へ出。この時に名主から町奉行へ差出した調書によれば、殆んど奴隸以下の待遇が永年に亘つて抱へ同に對して行はれてゐたことが知れる。梅本屋で

遊女に與へてゐた食事と云へば、「芋餃又は豆腐饅頭等の芽出し」故に實葉を混ぜ候雜炊を、日に二度氣、三度は給し申さず、汁は一つかみ程味噌を入れ鹽のみ多く差加へ候を察らせ」とある有様で、灯籠し頃になつても故寧に燈火をつけずにして、夜になつて登樓し遊客からも藍夜の揚代をとるばかりか、其の他にも種々な口實を設けて法外な支拂を請求するので、その客が應じない事があれば、對手の遊女の働きがないからだ、と云つて折檻する。止むを得ず昔聞の揚代は遊女自身が負擔して客と樓主の怒りを騒ぐこととなる。斯う

した風であるから、平生も此細な過失に懲戒を加へられるのは云ふまでもなかつた。その方法は、髮部屋といふ場所の鶴居へ折鉤を打つて、麻繩で後手に縛した遊女をそれに吊し、弓の折れや手鍵で所持はず打つてある。福岡もこの責め苦しい堪へかねて命を奪はれたのであつたといふ。<sup>(10)</sup> これは少し極端な例であらうけれども、以て一般の情態を推すべきである。(未完)

## 政治的支配形態としてのテロリズム論

秋 永 肇

世界的な一般的「危機」が、あらゆる分野にまで潤しつゝある時、突如六月三十日、ヒットラー・ナチスの支配下にあるドイツ「第三帝國」の旗——ハーケンクロイツが、同一陣営内の同志の鮮血に染つた事件は世界の政治理界に大きなセンセーションを巻き起した。「國內のある方面にヒットラー・首相の意図に反し自己の政策を遂行しヒットラー・首相及びその政府に困難を來たさしめ以てヒットラー・首相の絶対意思の下に秩序統制を築き上げたナチス國家を破壊せんとする陰謀の伏在してゐることが暴露」(七月二日フリック内相布告)されて前首相シユライヘル將軍が射殺され、またこの陰謀首領と目されてゐる前空襲監督司令レーム大尉以下多数幹部が流殺の

刑を受けた。これが機会に殆んど全國にわたるいはゆる清黨が行はれ遂に「第二革命」す。どうやらヒットラーの勝利に歸したやうである。然しながらヒットラーの完全なる個人獨裁への勝利も、ある意味においては、たゞドイツにおける政治的危機の序章であるかも知れない。といふのは、從來のナチスの統一戰線の不統一がこゝに暴露されたと同時に、ヒットラー支配の政治形態が、このたびの事件が示してゐる如く、いはゆるテロリズム形態を必然ならしめてゐる契機は、ヒットラー支配の今後の路が甚だ危険なるを思はしめるからである。ひたすらに撲滅への道を辿りつゝあつたナチス政府は、既に唯一の強力なる反対者たる、共産黨演説のため相対なる暴虐を以てし、テロリズムのスタートを切つてゐる。次にはユダヤ人及びあらゆるリベラリストの追放。そしてこの度の清黨は、從來の帝國主義統一されてゐたの純化であつて、こゝにいたつてナチス政府は、一方、自己の黨の統一を固めたと同時に、既にテルリズム以外には支配の途なき、被支配群と明瞭なる對立にみみ込んだ。これは決定的な對立である。もし「ヒットラーの途」が社會の正しい發展に沿ふものだとしたら、この堅強はいやが上にも強固になるであらうし、もしさうでないとするならば、甚だ脆き瓦解を眼前に持つてゐると言はねばならぬ。じつて、テロリズムの途はこの二つ以外にはありえぬ。それがまさに「危機」の手段たる性質を内包するみづからの運命でもあるのだ。

かゝした危機の特徴たるテロリズムを持つたわれく（テロリズム一般）をなげる。「恐怖政治」「恐怖主義」と謂されてゐるテロリズム的支配の形態は文字通り、安定時政治支配の領域に成起するものではない。それは一般的には、政治的支配設制の内的矛盾によつて、

てか、または外部的強迫によつて起る支配の不安定が統治組織を混乱せしめた場合の、非常時の、乃至過渡的支配辦法と言ひうるであらう。かゝる政治的支配の不安定的性質をその契機とするテロリズムは從つて、具體的に革命との必然的な聯關係において發生する。然しながら、われくは、テロリズムを革命の本質とする見解をとらない。何故かなら、かゝる見解はテロリズムと革命との節略的な差違を挙げて、テロリズムを單に暴力的、武力的手段と考へて終ふからである。革命は暴力破壊のための強力行使であるが、テロリズムは適に暴力破壊防止のための強力行使である。強力行使をその手段とするには違ひはないが、一方は秩序の破壊であり、一方は秩序の維持である。だが、革命も、それが單なる破壊でなくて建設のための破壊であり、革命の發展が、破壊を終了して新しい革命的黨派が支配の位置についた場合に行ふ暴力的支配はテロリズムでありうるであらう。かゝる場合の暴力的支配は、だが、すでに革命の結果であり、すでに革命的黨派ではなくなつた黨派の支配形態である。従つてテロリズムは革命の本質ではなく、たゞ革命に隨伴しておこる必然性を持つてゐるにとどまる。秩序の破壊が革命の本質である以上、破壊された権力を新に組織する場合かゝる不安定の時期の支配がテロリズムの形態となるのは極めて自然である。

世に呼ばれる白色テロリズムを一般的なテロリズムと同一視する見解があるが、わたしはこれにも同意しがたい。白色テルリズムといふ言葉は甚だ新しく、近代の革命運動を通じての用語であつて、赤色テロリズムに對應するものである。白色テロリズムといふのは、直接に革命的運動を抑制する手段としての暴力的強力の行使であつて、革命に對するいはゞ反動的形態である。従つて革命の抑壓をの

み目的とする権力行使が、革命運動の激化につれて一般的な支配形態となれるを指していくのであるが、これは革命的黨派からの憎悪的な言葉と解される向きもある。一般的テロリズムは必ずしも革命的破壊運動の抑壓組織とのみは限らぬ。むしろある場合には既述の如く革命的階級が革命後にとる政治的支配形態でさへある。従つてある意味では、赤色テロリズムと近似性を持つてゐる。然しながら赤色テロリズムは甚だしく、オルシエビキ的な概念であつて、ロシア革命成功後における恐怖政治を指示してゐる特殊的な意味のものである。で、かゝる成就せるプロレタリア革命後の獨裁支配の恐怖政策を赤色的、進歩的と考へて、かゝるプロレタリア革命運動を抑壓せんとする恐怖政策を白色的反動的テロリズムと言ふ、いはば左翼的な用語である。この度のヒットラーのテロリズム的行動においてが如く執行機關内の不安の除去を目的とする場合があるのであつて、それが、甚だしく更大なる危機を政治組織に加へることから恐怖政策をとつたのであらう。かくの如く一般的テロリズムは白色、赤色テロリズムとも同一視すべきではない。それらはテロリズムの二つの型であつて、テロリズムそのものゝ本質的性質ではないのである。尤もかかる政治的概念は、具體的な客觀態様における政治現象と密接な關聯を持つてゐるから、抽象的規定の困難を持つてゐるが、ある特殊的な意味と一般的定義との混同を避けるためには、どうしても一般的規定を作らなければならぬ。

わたしは既にテロリズムの手段として暴力的強力といふ言葉を使用したが、これは單なる強力と區別するためであつた。政治的な支配が強力をその要素とするのは、その必然的な形態であつて、國家

機能の一領域である。政治的支配機構即ち國家を以て倫理的目的を追求する手段と考へる見方もあるが、これは餘りにも國家を目的論的に見るものであつて、國家から實力的強制作用を除いて考へてゐる。目的は一般的に言つて秩序の構成維持であつて、かゝるための手段が強制機構となつて現はれるのである。警察、軍隊、ひいては刑務所の如く、具體的には實力的な設備なくしては支配は可能ではない。さりながらかゝる安定的支配の形態に、共通する根柢を持ちながら、さらに區別されるテロリズムの根柢は「恐怖的」支配である。少くとも近代國法の本質的根柢の一つは自由の保障のことである。帝國憲法は第二章において臣民の権利を規定し、自由の保障を與へなり。特に、第二十三條には「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕禁錮間處罰ヲ受クルコトナシ」と、ふ規定によつて擅りに處罰せざるの自由を持つて居る。處罰規定たる刑法もまた、合理主義に立つものであつて、いはゆる法京國の憲制が近代國法の本質である。テロリズムはかゝる合同的になるに對して、恐嚇手段によつて、監視監禁に、罰さるべき行動の何たるを問はず、支配機構に危険を感じしむる者は容赦なく罰する。かゝる意味でテロリズムと安定支配との差違は、一が體系的、合同的であるに對し、他是突然的、非理性的である。かゝる概念的、非理性的支配が、被支配者に起さしむる恐怖の感情が、以て恐怖政治といはれる所以であつて、概括的に言へば、實力的支配の程度の問題であらう。庶はづれの支配と、或は俗的には嘗ひうるのだ。従つて如何なる支配を以て恐怖政治と認定するかは甚だ困難な問題であつて、それ自體が、大體において一つの支配形態としての綜合的體制を持たないのを特徴

とするのであるが、場合によつては、——假令ペナチス・テロリズムにおける如く獨裁支配の進展の程度が相當に進んだ時に現れ、なほある程度の秩序機械的支配をも併せ有する場合がある。特にテロリズムが如質手段である以上、それが專制的獨裁と結合するのは當然である。支那における蔣介石の藍衣社を中心とする獨裁支配におけるテロリズム等も他の條件を除けばドイツと同一の型に屬する。このやうにしてテロリズムのうちに二つの型を大別的に區劃することができるであらう。革命獨裁支配形態としてのジャコバン・テロリズム及びボルシエビキ・テロリズムと白革命的獨裁支配形態としてのナチス・テロリズム及び藍衣社テロリズム、そして近代プロレタリア革命運動に關する限り、白色、赤色の名が付される。ムツソリニー支配下のファシズム形態のうちにテロリズムを見ないのは、共産黨の勢力の幼弱から來る、危機の程度の淺さにある。

革命的テロリズムが革命の完成のための反革命及び國外からの壓迫反撃の手段であるに對し、反革命テロリズムは、革命抑壓及び外敵強迫反撃のための秩序維持手段である。代つて前者は激烈を極め後者はそれほどもない。尤も歴史の發展が酷烈なるテロリズムにまで進展せしむるかどうかは、その車輪の廻轉の速度に俟たなければならないであらう。

安定的政治支配の一要素たる實力行使を、テロリズムは殆んどその中心の任務とする。従つて殆んど裁判権の行使のみが、支配の唯一の手段となる。十月革命においては、チエカ(非常時革命委員會)がその任務を遂行して、白系露人を如何に恐怖せしめたかは人の知るところであらう。フランス革命においては、一七九年五月六日二二〇のジロンド黨没落から、一七九四年七月二十七日ロベスピエール捕

縛に至る十三箇月間に亘つて、ロベスピエールを首班とするジャコバン黨(山兵黨)の獨裁のもとに、大公安委員會が裁判権を行使した。

大體テロリズムは憲法の如き憲成法によつて支配せしむる、いくつかの一時的法律によつて非常特別の權力を行使するのを常とする。ナチス、ドイツ國家においても、ワイマーに憲法を否定する一聯の非常法が最近にひんびんと作られてゐる。然しなほ、全然憲法の效力を否定してゐるわけではないのであつて、それはなほテロリズムの支配的現象でないことを物語つてゐる。フランスにおいては、一七九三年九月十七日に公安委員會によつて殲滅せられたいはゆる「嫌疑者法」は、これによつて革命裁判所が猛烈に活動した規定であった。この法律によつて捕縛せられた者はパリの監獄に充満したと言はれ、有名なる王妃マリヤ・アントワネットもこの法の犠牲に供せられた。少しくロベスピエエルの恐怖政策を巡つて、テロリズムの具體的な姿を眺めて見ようとする。革命派のうちの最も進歩的な黨であつた、ジャコバン黨は聯邦共和政を主張する穏健派たるジロンド黨のヴァルニヨー、サンソンゾン以下二十名を死刑に處し、有名なるローラン夫人も亦刑場の露と消えた。

その他渭オルクアン公、キュテース、ウーシヤル兩將軍、ルイ十五世の寵姫デュバリー、ルイ十六世の妹エリザベス等相次いで、ギロチンに倒れた。かゝる惨劇はパリのみならず、リヨン、ツーロン、ナンツにも行はれ殊にナントにおいては、ジャコバンの委員会によつて發布された「殲殺法」「殲殺法」を以て四箇月間に四千名の殲殺を行つてゐる。更に、一七九一年の憲法によつて全國の各地方、各自治團に賦與した權力をジャコバン中央政府に回収し、派遺代議士は召還せられ、地方の政務は「大監」を通じ中央政府の命

によつて各自治團が行ひ、中央政府新任の官吏が、「大區」及び市町村の司法権行使した。かく地方の自治権を全くパリの中央政府に集中し、さらに、ロベスピエールは革命陣營の同志をもみづから政策に一致しない者は痛烈に罰して了つた。まづ、エベール、ヴァンサン、ロンザン以下十七名を死刑にし、一時は其に革命政府の重要な役割を演じたダントン以下の被告十四名を断頭臺に送つた。かくて、ロベスピエールの支配下に公安委員會及びそれに隸屬する十二箇の委員會が内閣に代つて政務を處理した。かゝる恐嚇手段を通じてのロベスピエール獨裁の過程はジロンド黨が北米合衆國における聯邦共和政を要望したに對して、パリーを中心とする強力なる中央集權共和政の勝利を意味してゐる。そもそも、國民協議會において、ダントンの主唱によりて、内亂防禦のために、一七九三年三月十日に設置された「革命裁判所」は非常時裁判所として、その判決は終審で上告を許さないものであつたが、そしてそれは危機に瀕してフランス國防を保障したが、內的不順の擴大の危機が加はるにつれて、恐怖手段と結びつき、やがては中心勢力たる黨員の主張に、些かでも抵觸する者をもかの裁判の手に委ねばならなくなつて、いはゆるテロリズムの強力なる實行所と化して終つた。

この革命裁判所の記錄によれば、一七九三年四月一一七九年四七年六月にわたる一年三箇月の期間だけで二千六百二十五人の犠牲者を出してゐる。かゝるテロリズムが内亂の危機においては止むを得ざる、また效果のある手段であったであらうとはいへ、國の秩序の回復とともに、かゝる手段の不合理が理解されてくるに従つてテロリズムの立役者は既に歴史的役割を演じ終つた。かれはみづからが築いた運命の審判を受けねばならない。テロリズムはロベスピエール、

クートン、サンジュストの死刑を以て終りを告げた。  
ロベスピエール政策の路には、甚だしいスパイ政策がかくれて居り、かれを中心とする勢力の政策を以て絶対として、他を排撃する手段が、合理的の手段でなくして非常權力形態としての修行たるところに、ジャコバンテロリズムの本質があつた。

テロリズムは社會の集中的表現たる國家の「組織」の問題において起るのみならず、一般に黨派組織がその組織をあらゆる外部的、内部的壓迫から守らうとする場合にも成起する。例へば、最近世間の耳目を騒かしめた、いはゆる「リソチ共産黨の事件」がそれである。共産黨組織が官憲の壓迫によつて弱まるにつれて、かゝる組織の確立の非常手段として、テロリズムを採用する以外に路のなかつた程、各メンバーの構成的組織は破壊され、黨内の同志間の相互的な不信に因由して、黨政策の實行を敢へてせんには、黨内における中心勢力以外のあらゆる勢力の暴力的破壊のみが残されてゐる。共産黨がリンク政策をとつた所以であり、それはまた事實、共産黨の危機の表現であつた。

このやうにして國家並びに一般に人間の集團組織内部の矛盾對立及び國家と國家、集團と集團との對立の有するところにテロリズム形態は存立しうるのであらうが、かゝる形態はむしろ「暴力」一般的の問題に解消されて終ふか、あるひはテロリズムの最廣義の問題とも言はれへやうか。然しながらテロリズムは「集團組織」の問題に關聯する。その「組織の矛盾」の方向において出現する。そしてまた、かゝる概念は市民革命と時を同じくする政治的觀念であつて、個人間においては暴力行為及び原始民族的村落體内の鬭争とはかゝるところを持たない。そして國家と國家との對立的暴力現象は戰爭となり、

原始集團の武力競争は征服現象となり、國家内部の破壊的暴力は革命となる。わたしが既に述べたテロリズムは政治的支配形態としてのそれであり、テロリズムなる概念はかうした規定のもとに理解されるべきであらう。従つて共産黨組織内におけるテロリズム的なるものも、政治的テロリズムと全く相似た現象ではあるが、同一概念に包摶さるべきではない。

すべて社會の諸團體は、國家のうちにその公的表現を見、また集中的動力としての國家に包有される。即ち部分社會は、凡て機構的關聯においては、政治的表現をとる。従つて國家機構の變化、發展は、諸他の社會の姿をも變へる。即ちテロリズムを政治的に規定した所以であり、かかる、テロリズムのみが、まさに眞のテロリズムの性格を代表してゐるのである。

かくて政治的支配形態としてのテロリズムを理解したが、安定的支配形態の一機能たる實力的要素の極端なる行使がテロリズムであるとするならば、そして過渡的なものであるとするならば、かかる政策の速やかに離去されることにつとむべきであるは勿論であらう。

政治支配は實力的要素と、それにもまして、「社會意識」「共同思想」の参加を必要としなければならぬ。支配者と被支配者との間に共同の意思の確立があれば、支配は安定してゐるであらうし、最後の手段としてのみ實力が行使される。従つて政治組織内における矛盾對立がなければ、そこにはテロリズムの餘地はないであらう。強固に統一された共同の意思の絶好的存在を肯定せへすれば、テロリズムは善惡を超えてゐるものだ。また總て支配は全面的、結合的でなければならぬ。

従つて政治支配との緊密なる聯關係のうちに、道徳、哲學、藝術があらゆる文化領域に亘る現象が統合されねばならぬ。こゝに支配ははじめて確固たるものとなるであらう。かゝる文化領域における「意識」の分裂、否定こそが、テロリズムの決定的に起る地盤を提供することは明瞭である。教養によりて訓練されたる者「共同意識」への意識的な參加者の決定的増加は國家におけるテロリズム及びひいてはあらゆる暴行一般を無にすることができるであらう。然しながら、そは社會そのものゝ内部における決定的な對立から、共同的統一への發展を持たなければならない。

ナチスの今後の發展も、「社會意識」——道徳、哲學、藝術などにおける勝利の成功か不成功かにかゝつてゐる。特にナチスの社會學、一般に社會科學の力が、ナチス政權をあらゆる反對黨及びそのイデオロギーから救済しうる、の援助を與へらるか、どうか。

止むことなき歴史の回轉に委ねるほかはない。

このやうにして、テロリズムが一般に恐怖せられ怖慮だと思はれ、殊に、テロリスト・ロベスピエールは歴史家によつて懲罰外道の如く非難されてゐるが、フランス革命史の大作家マティエは彼がいかに懇願なりしか、また憤慨せる政治家であつたかを指示してゐる。テロリズムは、なにも個性の慘酷とか、また支配者自體の責任にのみ歸せらるべきではない。テロリズムを必然ならしむる客觀的根柢をこそ、われわれは見てとらねばならない。「正義のための暴力」といふことがいはれる。テロリズムのかゝる苦衷を、藤木は「尤もかれみづからは無政府主義者の暴力を取つたのではあるが」美しく抒情的に歌つてゐる。

「われは知る、テロリストの

かなしき心を

言葉とおこなひとを分ちがたき

たゞひとつ的心を、

訴はれたる言葉のかはりに

おこなひて語らんとする心を、

われとわがからだを敵に擲げくる心を——しかして、そはまじ

めにして熱心なる人の常に有つかなしより。』

——呼子と曰道——

まことに、このかなしきテロリストの心には同情せらるべき點がないではない。特にテロリストこそが、組織の秩序を維持すべき必然の手段である場合に、

したがつて、テロリストだけを切り離してその政策的妥當を論じてもはじまらない。テロリストを必然ならしめた状勢と、その状勢の發展の方向を具體的に見てこそ、はじめて、テロリストから、政治的支配が開放される途もあるであらう。(七・一二・夜)

## 抗日ボイコット

### と國際責任(一)

福井康雄

#### 一 問題の意義と骨子

最近支那に於けるボイコット運動が、常に東洋の國際政局に重要

なる地位を有し、殊に滿洲事變を起點として發生した日支紛争に於て極めて重大なる役割を演じてゐることは、私達が常に痛感してゐるところである。私は今この問題を、國際法の問題として議論し、國際法上支那はこの種ボイコットに對して責任を負ふべきか、負ふべきものとせば、如何なる意味の國際責任が存するか、といふことを書いてみよう。従つて、ボイコット問題を巡る、日支の經濟問題とか、或は國際政治の問題とかは、一應除外して國際法の立場からの議論であることを先づお斷りする。

そこで、國際法の問題として抗日ボイコット問題の議論の中心又は骨子は何處にあるかといふことになるのであるが、それを明らかにするためには、最近に於ける日本、支那兩國の此問題に對する官分なり主張なり又は應酬なりを比較して、最後に「リツトノ報告書」に表はれたボイコット問題を簡単に要約するのが便利であると思ふ。イ、日本の主張 我國は從來支那に於ける排日ボイコットに對しては嘗る毎にその違法なることを主張し、かゝる不法行為に對して支那の國際責任を問ひ終始一貫國民政府に抗議をなして來たのであるが、リツトノ委員長に提出した日本政府文書「支那の現狀」に於て特に日本の主張が明確にせられ示されてゐる。該文書中に於て我國は、支那の日本に對するボイコットを支那の排日運動の一部と見、支那に於ける外貨ボイコットは外國に對する敵對行為であるにもかゝらず、支那政府は支那臣民の此の如き敵對行為を防止するの意図を示さざりしのみならず、却て公然又は秘密に之を獎勵せるを以て、支那政府はボイコットに關して責任を負ふべきであるとしてゐるのである。しかして、この文書の附屬書「支那に

於ける排外ボイコット」中に於ては、先づ支那ボイコットの特色をあげ(イ) 支那のボイコットが一九二八年の天津事件に引續きて起れる排日ボイコット以来、国民政府の淵源たる国民党に指揮、統制せられるに及び半官的運動となれること、(ロ) 支那のボイコットが當初の外國品不買の形式より外國人に對する不賣の形式となり、遂に外國人との經濟關係の完全なる斷絶(外國人に對する日用必需品の供給拒絶、外國人に使用される一切の被使用者ー婢僕、コック、職工に對する罷職、罷工の強要、外國人兒童の登校を撲滅しての暴行、外國貨を貿易する支那人の懲罰等々)の形式を取るに至りたること、(ハ) ボイコット執行團體がボイコットに従事せざる支那人に對し、貨物の沒收、罰金、懲罰、時には死刑を課するも、政府は干涉せざること、(ニ) ボイコットは排外的目的を達する手段であることと、(ホ) 國策の手段として行はるゝボイコットは一種の敵對行為であること、(ヘ) ボイコットが内政上の目的の爲めに利用せらるゝこと、を論述し、ボイコットは人民の自發的な運動に非ずして国民党に依り鼓吹され、指揮される公的の運動であつて、支那に於ける外國人の權利特に各種の特權、領事裁判権、現存約款を廢棄するの手段に外ならず。要するに、一般國際法の無視、國際平和の破壊、聯盟規約、不戰條約その他の各種の特殊條約及び通商條約に違反するものであるとしてゐる。しかして特に支那のボイコットが、(イ) 國民政府と緊密なる關係を有する國民黨の指導する所たるを以て、之を外國人の身體及財産に對する暴行等の不法行為を包含するものであることを指摘し、各種の特殊條約、通商條約とボイコットの關係を論じてゐるのである。

四、支那の會分 ボイコットに關しての支那側の辯解は、ボイコットは支那政府の關知せざる私的運動であつて國家的行爲ではない。從つて責任を負ふべき筋合のものでないといふ點にあつて、從來この會分を守り續けて來たので、その際、ボイコットに對する國民黨の關心の事實に關しても、それに對する辯解に就ても支那側は常に沈黙して來たのである。從つて支那側は排外ボイコットを専ら私的ボイコットとして議論して來たので、これに就て支那側の主張は、一九三二年六月、リットン委員會に對して提出された支那政府の覺書に載せられてゐる。この覺書は、支那のボイコットを以て、純然たる私的ボイコットであるといふ前提の下に取扱はれた議論である。こゝに於て、支那は、(イ) 一九三一年七月以降の日本品及び日本企業に對するボイコットは既していへば、適法な方法で即ち支那政府の責任を發生せしめない形式で行はれてゐること、(ロ) ボイコットの際附隨する「不正規行動」(暴行、強迫、不賣等々)は必ずしも常に支那政府の責任を發生せしむるものではないこと、(ハ) これらの「不正規行動」が支那政府の責任發生原因となるには、不正規行動と損害發生との間に因果關係が立證せらるべきものでないこと、(ホ) 抗日ボイコットは、日本が支那に對して犯した不法行為(滿洲事變を指す)に對する復仇行為であること、かかる復仇行為は、國際慣習、學說及び聯盟規約第十六條によつて、適法行爲として許容せられてゐること、を主張してゐるのである。

ハ、リットン報告書の見解 リットン報告書も、支那のボイコットを以て日支紛争に於ける重要な要素の一として之を認め、一章を設けて説く所があつた。その要旨をあくれば、(イ)ボイコットが日支關係悪化の原因たることに疑なきこと、(ロ)ボイコットは、國民的感情に起因せる民衆的組織的運動であること、(ハ)而してボイコットは諸種の團體によつて支配され統制されてゐるが、この團體中で最も重なるものは國民黨であること。(ニ)ボイコット運動實施に當つて使用された方法中には不法行為があり、しかもそれが官憲及び裁判所に依り充分確証されなかつたこと。(ホ)支那側は、日本人加害の目的を以てせられた支那人(自國人たる)に対する不法行為(日貨貿易に從事する支那人に對する懲罰、暴行、日本人に使用せられる支那人に對する強迫等)は國內問題で、支那刑法適用の問題であつて他國から非議せらるべき問題に非ずとたすのであるが、かゝる支那側の主張は、支那の法律上不法なる行為により日本人に侵害行為が行はれるも支那官憲が法律を執行せざる怠慢そのものが支那政府の責任發生原因なりとする日本の異議を看過するものなること、(ヘ)支那の官憲が時にボイコットに關係せること及び官憲によるボイコットの獎勵が或る程度の政府の責任を惹起することは否定せざるも此の點につき國民政府と國民黨との關係が問題となること、(ト)國民黨は、ボイコットの背後にある統制機關であると共に、國民政府の創設者であるが、黨と政府との責任の限界が如何なる點に存するやを決定することは支那憲法上複雑なる問題であつて委員會が之を断定することは適當でないこと、といふ點にあるので、更に、特定の國の通商に對してボイコットが組織的に行はれることが友誼的關係と兩立し得べきや又は條約上の義務と兩立

すべきやの問題は、リットン調査會の報告の問題たるよりも寧ろ國際法上の問題であるし、ボイコットに關する支那の國際法上の責任の問題に對する明確なる判定を避けたのである。かかるに、このリットン報告書を基礎とする、一九三三年(昭和八年)二月二十四日の國際聯説總會の報告書は、昭和六年(一九三一年)九月十八日の事件(柳條路事件)前のボイコットが既に緊張せる事態を悪化せしめたることは認めるも、同事件以後の支那ボイコットの行使は復仇行為の範囲に入るべきを認定し、前記支那側の所説に左袒したのである。これ、瀋洲に於ける日本軍の行動を不法視せる同報告の當然の歸結でもあると見ることができるのである。

以上によつて、抗日ボイコットに關する、日支兩國及びリットン報告書の主張なり見解なりを一瞥したのであるが、之によつて問題の骨子は次の二點に歸することができると思ふ。

(1) 抗日ボイコットは、國民黨による事實によつて、支那の國家行為と見るべきであるか。然りとすれば支那の國際責任は如何これに對し、日本は肯定し支那は沈默しリットン報告は指摘を

(2) 一歩譲つて、抗日ボイコットが國家の行為に非ずして、私的、なる民衆運動なりするもかゝる私的運動としての抗日ボイコットは、支那の國際責任を發生せしめざるものなりや。發生するとすれば如何なる點に於て責任が發生するか。日本は肯定し、支那は否定し與る合法的な復仇行為として認容せらるゝ場合すらありとし。リットン報告は、自己の判定すべき問題にあらずと述べ、昨年二月二十四日の總會報告書は支那を支持さへしてゐ

ることは前記の通りである。

これによつて、私の議論の中心、骨子は明確になつたのであるが、私はこゝに先づ、議論の進め方に就て一言しておきたい。といふのは、何れの議論でもさうであるが、先づ、議論の目的物をはつきりさせておくことが大切であり、次に、議論の規準とはふか又は批判の方法とはふか、とにかく議論の目的物つまり材料を料理し處理する道具が明白且適切に定まらないことには、議論にならない。そこで、私の議論の目的物、即ち抗日ボイコットの實相そのものを、先づしっかりと捉へて、然后、これを批判し且處理する規準、道具を立てゝ之を以て快刀亂麻を断つ如く(?)問題を處理するといふ順序になる。だから一應、問題解決の達ともいふべき批判の規準、即ち國際責任に關する一般國際法の原則及び日支間の權利、義務を定めた條約を顧慮せねばならぬことになる。つまり、議論の目的物、議論の方法、それから目的物への方法の適用、といふ接配で論じてみよう。

## 二 抗日ボイコットの實相 (イ)

元來ボイコットの歴史は或る意味で人類の歴史と均しく古いのであり、その名稱そのものによりても知らるゝ通り、必ずしも支那の特有のものとは云へないのである。即ち、「ボイコット」となる語の由來は、アイルランドのメオ郡、アーン伯爵領の土地管理人たる子ヤールス・カニンガム。ボイコット大尉の名前に在る。由來アイルランドに於て小作人に對する苛斂賦課が酷に過ぎたので、一八七九年小作人は之に對抗するために一種の小作人組合たる土地監視なる

ものを作つたのであるが、ボイコット氏が偶々小作人側申出の地代額を拒絶し地主側の定めたる地代額を支拂はざる小作人に立退を爲さしむるの措置に出づるに及び、小作人達は大いに憤慨し、土地聯盟またボイコット氏に集團的制裁を加へることになり、かくして、ボイコット氏は一切の社會的經濟的關係の斷絶に遭ひ、收穫の爲雇ふに労働者なく、生活の爲雇ふに僕婢なく、生活必需品の供給又妨げられ、外出すれば三歳の童兒に投石せられ、旅行せば宿泊を拒絶され、一身上の生活が脅かさるゝに至り、遂に去りてロンドンに赴き米國に逃るゝに至つたのである。これ「ボイコット」なる語の濫觴である。かういふ意味に於けるボイコットは元來一種の社會的制裁であつて、多數人間の連絡ある集團的組織的運動として、制裁を加へるべき特定人に對する經濟的又は社會的關係の組織的拒絶を指すものである。而して由來支那人は、かゝるボイコット運動に對して天眞の歴史的素質を多分に有してゐたのである。即ち支那五千年の歴史に於てその大部分は戰爭と内亂であり、偶々平和なる時代續くときとしへども、上は暴君懲制者の專政により下は官吏の腐敗、綱紀の紊亂により法の適用を躊躇ひ、正義の保障又期すべくもなかつたのである。そこで、被壓制階級たる庶民は、同族相争ひ、鄉黨相立つて(所謂郷黨不齒)或は同業の者相結び、諸種の私的團體を作り、同業組合(工匠組合、商人組合)―現代の形では所謂「商會」「工會」等)を作り、内は團結を強固にし内部に發生せる事件に關しては國家の公の法適用機關に訴ふることなく出來る限り紛糾を内部的に處理し大いに團體員内に勢威を振ひ、外は、官憲及び他團體との關係に於て、自己組合員一般の利益保護のため、その際道、干渉、攻撃に備へたのである。

かくの如き、ボイコット運動に對する天稟の素質は、近世支那に於ける歐米諸國の東方進出に於て大いにその特色を發揮するに至り、漸次國際關係にその猛威を振るうとするにいたつたのである。支那に於ける對外ボイコットは、外國の支那進出と時を同じうし、或は、一七四一年和蘭船に對して行へる不買同業を以て嚆矢とせられ、或は一六一四年マカオに於ける日本人追放といふ公的ボイコットに始まるとしてらるゝのであるが、全國的一般的ボイコットとして、廣く國際的に注意を喚起するにいたつたのは、一九〇五年の對米ボイコットを以て嚆矢とする如くである。今その後に於けるボイコットを列挙すれば次の如くである。括弧内は、その原因である。

一九〇五年對米ボイコット（支那入排糞法）

一九〇八年對日ボイコット（辰丸事件）

一九〇九年對日ボイコット（安奉渠問題）

一九一五年對日ボイコット（所謂二十億條問題）

一九一九年對日ボイコット（山東問題）

一九二三年對日ボイコット（旅大回復問題）

一九二五年乃至一九二六年對英ボイコット（上海に於ける五月三〇日事件）

一九二七年對日ボイコット（山東出兵）

一九二六年乃至一九二九年對日ボイコット（濟南事件）

一九三一年乃至一九三二年對日ボイコット（萬寶山事件及滿洲事變）

以上を一瞥してもわかる如く、支那の對外ボイコットが近時主として我國に向けられてゐることがわかる。これ、私が主として抗日ボイコットを問題とする所以なのである。

ところで、私は、抗日ボイコットの實相を更に詳細に分析しようと思ふのであるが、私は、ここで、ボイコット現象を前記せる最近のものについてのみ論ずることにしよう。しかしながら、この最近の事件だけに就て云つても、漸次發展し、種々なる形相をあらはして來てゐるのであるから、一章の下に明確なボイコット現象の形態をあたへることはできないのである。前記せる如く、私の問題の骨子は、ボイコット運動と國民政府及び國民黨との關係であるから、この問題を中心として、種々なるボイコット現象の形相が、最近にいたるまで、いかなる歴史的發展を遂げたのであるか、を一瞥して、ボイコット現象の現段階の形相を明確ならしめやうと思ふ。それに就ては、單にボイコット現象を歴史的に並列するよりは、次の諸點に重點を置いて論じた方がよい。

1. ボイコットの様式(手段)
2. ボイコット運動の主體
3. ボイコット運動の組織
4. ボイコット運動の動機
5. ボイコット運動と政府及び國民黨との關係

私は次號に於て、此等の五點に着眼しつゝボイコット現象がいかに發達して來たかを述べることにする。

斷

想

洪 耀 勳

煙草 ご 酒

煙草と酒の使用は皆々の健康に影響するといふことは論を俟たない。しかしこのことを論ずるに當つて二三の點に留意すべきである。

「人により薬にもなれば毒にもなる」と、よく云はれるやうに、一眼の薬でも人によつて全く異った作用を呈しうるものである。例へばモルヒネは通常、ある人の苦痛と不眠を緩和すが、またある人にとっては却つて昂奮の結果を惹き起すばかりである。即ち人には特異質といふものがあつて、ある人は母とか牡蠣とかは食べられない。然かしさうだからとて凡ての人にこの食物は禁ぜられねばならぬといふことにはなり得ない。

又、麻酔薬はその使用量の多少によつて、正反対の効果を現はすることも人の知る通りである。多くの麻醉薬は少量だと刺戟し、多量だと麻酔薬になる。例へばカフェインは少量だと精神的肉體的疲勞を減退させ、活動能力を増進させるが、しかし多量になると働く意志を減退させ疲労を倍加させる。

又、一服の薬に於ては異つた物質を混入するとその惹起する效果は大にその趣旨が異なる。昔々がワインとかウイスキーとかを飲

んだ場合と、それに含まれてゐる量と匹敵する同量の純粹アルコールを飲んだ時とは全然異つた現象を呈する。それ故に麻酔薬を使用する場合それを薄めるることは重大なる役目を演ずる。精製された純粹アルコールは、薄められた形態にある同量のそれよりもずっと醸釀し易く、より多く身體の組織を害するといふことは醫師の意見の一一致する事實である。

上述の諸點はそれ故、煙草と酒の使用を論ずる際に特に留意すべき事柄であつて、またこの問題の解決の一指針ともなるのである。この問題を取扱ふに屢々陥り易い論過を避けるに役立つからである。議論は論理的であるべきであつて感情的であつてはならない。然しこの問題を取扱ふに屢々陥り易い論過を避けるに役立つからである。喫煙家、飲酒家の多くは自分達の正當を説明するにその正常なるとの根據を擧げずに單に尼理窟をつけ合理化する癖がある。また感情的見地から喫煙と飲酒は確かに不快であると結論する人も居る。これらには毫も論理的な癖が見出されない。煙草と酒の問題についての多くの著作があるが、既に陳腐になつてゐることを繰返してゐるに過ぎないのが多いやうである。それ故にこゝに吾々のもつてこの習慣に關する若干の事實について論ずるも無駄でないと信ずる。

煙草は猛毒なニコチンを含有してゐる。一滴のニコチンで一小動物を殺すに充分である。しかし喫煙の際には、ニコチンの大部は揮散せられ、喫煙者には殆ど吸込まれない。煙草はその他種々の芳香な油とか刺戟性物質を含有するから人に有害のやうである。煙草はそれ故にその多くの反対者によつて殆ど極端に誇大されて宣傳されてゐる。日本では未成年の喫煙は少いが和菓子供まで

でが喫煙する習慣がある。しかしその健康と成長には殆ど影響がないとのことである。煙草の健康者とノーマルなものへの影響と不健康者とアノーマルなものへのそれは混同されではない。普通不健康者、アノーマルなもののみが喫煙しない方がよい。また過量の喫煙は咽喉と肺とを刺戟し、殊に循環系統と腎臓に悪い。又人を神經質にする。

一本のシガーレットに火を點け幾口か吸ふと血壓は少しく上るものだから、普通刺戟的效果があり、人をよい気持にする。幾口か吸へば既に充分生理的效果を收めうるのである。ある人は煙草を吸ふと緊張の補助になる。極端な場合になると感情的緊張の爲めに抜け様に吸はなければならぬ人がある。かゝる人は煙草なしでは生きられない。またある人は極端な感情の緊張から免れる爲めに喫煙する。それ故かゝる人達に禁煙を命ずるは無理である。先づ感情的昇進の原因を確めてから處理せねばならない。健康な常人の適度の喫煙は、身體に少しも害を及ぼさないばかりでなく、適度といふことは、多くの場合感情の緩和になるのである。煙草の功罪は要するに各個人の立場によつて決せらるべきである。疑もなく過度の耽溺は個人にとつても社會にとつても有害である。しかしかゝる結果からして煙草の使用的全般的禁止は結論されないのであらう。

X

X

X

上述の煙草についての立言は酒に關しても言はれる。酒は實際のところ麻酔剤であつて昂奮剤ではない。酒は高等神經、下等神經をともに沈滞せしめるからである。このことは、膝頭を打つと下肢が跳ね上るが如き簡単な反射運動が鈍くなつたり、複雑な腦の命令能

止の統制作用が緩慢になつたり、脈搏が高瀉したり、癖が悪くなつたりすることに由つて示される。少量のアルコールは食物として、酸化しうるから營養用として一定の役目をなしてゐる。一定量のアルコールを與へると仕事の能率が増進するテストがいろいろなされてゐる。このテストの條件に適へるアルコール量は、人に快感を與へ、主觀的には敏捷に正確に操作する感覚を感ずるが、然し事實としては、仕事は通常アルコールを採らない時程敏捷に正確にはやれないからこのテストで定めた條件の下では必ずしも仕事をより多くしたり、より良くしたりするとは限らない。ある作家、評論家、詩人、藝術家は酒を飲んだ時に、最も傑作を出してゐることが多くの本で報じられてゐる。ある人にとつては、アルコールがその潜在意識を解放し、當惑ではないところの藝術作品を創作するといふ多くの例を昔々は知つてゐる。酒は緊張或は禁止の補助に有效であるとも言はれてゐる。又、一杯のコクテール、ビール或はワインは肉の消化を助け望ましい精神的慰安を與へることも人の知る通りである。酒は人のいかめしさを和ぎ、内氣な引込み思案家を他人と交らしめる、多くの社會上の折衝は、酒によつて如何に圓滑に和氣藪々裡に運ばれるかを昔々は日常經驗するところである。かの有名な心理學者哲學者ウイリアム・ジエームスはある個人の飲酒は昭るしく有益であることを指摘してゐる。又ある學者は酒はある神經系統障害者の反作用増進に有效であるを報じてゐる。又、伊太利の偉大な神經學者ビアンチは、アルコールの過量攝取の有害な結果を警告してゐるが、しかし適量の飲酒は禁ずる必要ないことを確言してゐる。酒が障害解除に有效であることは確實であるが多くの有害も亦確

實である。然し後者の場合は大體酒に耽溺することから起る。そこで吾々は又酒の功罪を明かにせねばならない。結論は至つて簡単である。これを要するに酒はある個人によく、またある個人に悪い。故に絶対の禁酒は言ふべくして行はれない。禁酒の問題は、多くの人が酒を適度に使用しない爲めに、またほんの少し飲んでも非常な影響を受けるといふやうな極く特殊な人のために始めて問題となるべきであらう。普通の人、正常の人が酒を適度に飲んで害を受けたといふ證據は全然ないのである。通常でない人の飲酒が悪い結果を来たすなら、禁酒はかゝる人のみ適用さるべきであらう。故に禁酒の問題は、社會的見地から、正常の人々が過度に酒を飲むことに由來する弊害に陥らぬやうに、また假令適度に飲んでも、害ある特殊な人々を保護するにあると見てよい。人間の本性についての研究によれば、禁酒は假合法で以てしても、充分な效果は獲られない。といふのはそれが人性に反するからである。吾々は米國の禁酒法案の解除は、政治上經濟上等の多くの他の原因を度外視しても専らの人性の要求に由ること多きを知りえよう。

酒亡族論をなす人居るやうであるが、之はあまりゆき過ぎた論である。有名なる生物學者、醫者であるレイモンド・ペールは、その著「アルコールと長寿」の中で次の如き事を述べてゐる。アルコールに關しての生理的、一般生物學的、風土的研究によれば、酒が人間にとつて適度のアルコールを含む場合には、生物的に有害と認めるべき影響はない。批判的實驗と觀察によつて、なされた多くの結果は、少量のアルコールは、ある生物的過程には有效であることを指示してゐる。これを要するに酒はその善用と悪用如何によつて、

吾々を爽快にし活動を旺盛にすれば、また吾々を中毒者にし、多くの精神的肉體的障害を起し、社會を禍ひ、惡質を子孫にまで遺すことにもなる。

酒が亡族的毒物であるか否かを決定する爲にペールは、禁酒家の壽命の長さを研究した。彼によれば、「中庸な規則正しい愛酒家は、禁酒家よりも道德的腐敗少く、人生に關する希望大である」と言ふてゐるが吾々は更に次のやうに附加せねばならない。「酒を過度に飲む人は道徳敗壞の度を増し、人生の希望を失ふに至る」と。アルコールが種族を害するや否について多くの實驗がなされてゐる。それによれば酒は種族により効果がある事が確かめられた。即ちアルコールが原細胞にある作用をなし、より強きより健康的な細胞にのみ存続を許すからである。それ故に吾々に生理的方面のみから見ても、適度のアルコールは通常の人々は害なし、寧ろ有效である事を斷言出来ると思ふ。

## 山の青年達の道場

### 農業講習所

竹澤誠一郎

農業講習所は、昭和六年花蓮港廳アセガニに特設されたのを嚆矢とし、昭和八年度に於て新竹州尖石、高雄州埔里漢に新設され、九年度は臺北州大南澳、臺中州霧社に、そして明年度には臺東、臺

南へと全島に普及の豫定に在る。

農業講習所は、教育所卒業以上（教育所は四箇年課程の番地初等教育機關）の學力ある満十七歳以上の者で、二年以上實際に農業の経験を有し且つ將來農業に從事せんとする、身體強健素有善良な、番社の青年から選抜した者を收容し、一年の間所内に宿泊して實際の農業勞働訓練と必要な學科の教授を爲される外、將來番社の中堅となり日本國民としての精神的薰陶を行つて、勤労の良習に慣れた番社改造の先駆者たる、堅實な農民を養成されるところで、食糧其の他の自達自給をモットーとした勤労と貯蓄の一一大道場である。

農業講習所は、番部又は着手を首席とし、配するに巡査部長、巡査中適任の材能者を以つて教育と爲す、實に番地に於ける最高の教義、訓練、授業の道場であつて、番地は農業講習所を通じて更に一段の黎明をもたらさるべき時期に置かれたと云つてもよい、理番の眞髓は「番人を教化し一親同仁の聖徳に浴さしめる」に在ることは、理番の憲法、理番大綱の明示するところであるが、大綱に云ふ教化とは、形式的意義に於ける狹義の教化の意味ではなくて、極めて廣い意味の教化を指してゐる。教育所の教育、社會教化は勿論、授業指導、警備取締、番社衛生の改善等總て理番のことは直接間接な事情教化に非ざるはないところの實質を總括して大綱は「教化」と云つてゐるのであることを我々はよく頗味しなければならない。そしてさうした内容の中でも生活を足らしめ、且つ豊かにする所謂「授業」こそは理番の根基を爲すものだと私は断言する。

衣食足つて禮節を知る、とはよくも云つたもので、百の說法よりは一の實行を示すに如くはないのが凡人の社會、まして現在の狀態

に在る山の同胞の指導化育に於ておやだ。食はせることに一適度に食はせることに、事様がさないこと出来ば、其の他のことは自づと力強く固めて行ける。實質の件はない、形にばかり捕はれた、教化と云ふものに走り過ぎると、後悔の躊躇を喫む時が来る。つまり經濟力に併行しない先走った形式的教化と云ふものは、大變危險の多いもの、浮薄なものであることに氣付かなければならぬ。理番は先づ「授業」からと聲を大にする所以はそこにある。さうした番地の現狀を見渡せば、農業講習所の、存在價值と責任の重大さがはつきりと分る。農業でなければ立つて行けない番人、百姓を築きとすることに依つてしか、安定と堅實の期待の出来ない番地、番社を、將來背負つて立つ中堅人物であり啓蒙先達者たることを豫約された生徒達を、仕上げなければならない。講習所の使命と責任は重いものである。何事も始めが大事と云はれる、創立時の氣分は永久に所風として慣習付けられ易い、良き農民、新しき農民として土に親しみ土を愛する實業勤労の精神を涵養し、實行の技能を習得させ、隣保相助、共同團結の氣風、更には愛郷尚國、尊皇敬神の思想とを一丸とした所風をつくり上げ、將來卒業生を細胞とし、各駐在所を連鎖として番地農村の活力培養、啓蒙改革の礎石たるべき使命を持つて生れたものが農業講習所なのだ。學問の切り替り場所でなく、人をつくり、力を養ふ道場としてのみ、講習所の生命は永遠に不滅であり得る。